

第十三回
会

参議院通商産業委員会會議録第三十七号

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)午
前十一時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長

竹中 七郎君

理事

小林 英三君
松本 昇君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

中川 以良君
山本 米治君
清澤 俊英君
島 清君
境野 清雄君

衆議院議員

中村 純一君

政府委員

公正取引委
員会委員長 横田 正俊君

資源庁次長 山地 八郎君

事務局側

常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君

本日

の会議に付した事件

○石油及び可燃性天然ガス資源開発法
案(内閣提出、衆議院送付)

○通商及び産業一般に関する調査の件
(電力会社の役員改選に関する件)

○委員長(竹中七郎君) 只今より通商
産業委員会を開きます。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法

第十一部

通商産業委員会會議録第三十七号

昭和二十七年五月二十一日

【参議院】

案を議題といたします。本法案は去る
二月一日政府より提出され、衆議院に
おいて慎重審議の上、昨五月二十日
修正議決、本院に送付されたのであり
ます。そこで当委員会といたしまして
は、いよいよ本日より本審査に入るわ
けであります。衆議院における修正
の箇所が広汎に亘っておりますので、
特に衆議院通産委員長中村純一君の御
出席を煩わし、修正の内容について御
説明を願うことにいたしました。

○衆議院議員(中村純一君) 只今委員
長からお話のございました本法案に関
する衆議院の修正案につきまして、そ
の概要を御説明申し上げます。

第一点は、ガス油比を一般的に通産
省が定めました場合において、政府原
案におきましては、これに対する違反
が直ちに罰則に繋がることとなつてお
るのであります。衆議院におきまして
はそれ自体としては制裁を伴わな
いものとして、個々の坑井につい
て具体的に検討をされたガス油比の是
正に関する命令に違反した場合におい
て、初めて罰則に繋がることに修正を
したのでございまして、これに關係いた
します修正文は、第四十一條であります。

第二点は、油層の乱掘を取締る場合
におきまして、政府原案におきまして
はいきなり禁止命令が出せることにな
つております。先ず勧告を政府
がいたしました。官庁と業者とに検討の
余裕を與えまして、然る後それでも所
期の目的を達し得ない場合において、

最後の禁止命令を出せることに修正
をいたしましたのでございます。これの関
係の修正文といたしましては、第十條、
第四十一條であります。

第三点は、国庫の補助を受けて行
いましたところの探鉱の作業が成功した
場合、即ち油層にぶつかりました場合
におきます納付金の制度につきまし
て、政府原案におきましては、個々の
業者が受けた補償金の如何にかかわら
ず、一種のプール計算によりまして、
成功しました油層の負担において、不
成功の油層の補助金の分をもカバーす
る仕組みとなつております。修正
案におきましては、個々の業者につ
いて、その者が受けた補助金の額を最高
限度として納付金の義務を負わせるこ
とにいたしましたのであります。その関係
修正文といたしましては、第十九條、第
二十條であります。

第四点といたしましては、審議会の
運営、及びその地位につきまして若干
の修正を加えたのであります。その関
係修正文は、第二十六條、第二十七條、
第二十九條、及び第三十一條でありま
す。

第五点は、本法の施行期日を公布後
三十日といたしましたのであります。そ
の關係修正文は附則第一項であります。

第六点は、本法の施行前に交付指令
書が発行せられております補助金に
ついては、旧法によつて処理されるの
であります。旧法では成功した油田
の指定処分がいつでもできることにな
つておるのを、新法の制度にならつ

て、採油開始後六ヶ月以内に限り成功
油田の指定をなし得ることに改めたの
であります。その關係修正文は附則第四
項であります。

以上が修正案の概要の御説明であり
ます。何とぞ御審議の上御可決頂くよ
うお願いいたします。

○委員長(竹中七郎君) この修正案に
ついて、政府においてはどのようなよう
なお考えを持っておりますか。

○政府委員(山地八郎君) 通商産業省
といたしましては、本法律案につきま
しては慎重に検討いたしました。適当
と思ひまして原案を国会に提出いたし
ました次第でございます。衆議院
におかれましては、別個な立場から御批
判を頂きまして、修正案がおできにな
りました以上は、この修正案の諸点に
つきまして、通商産業省といたしまし
ては異議ございません。

○委員長(竹中七郎君) 次に、山地さ
んにお伺いいたしますが、運用上の面
におきまして差支えありませんか。

○政府委員(山地八郎君) 運用上の面
につきましては差支えはないものと考
えております。

○委員長(竹中七郎君) 次に、この修
正点につきまして、政府におきまして
は、この質問にお答えできますかどう
か。

○政府委員(山地八郎君) 御質問の点
がございしますれば、政府のほうといた
しましては御答弁できると思ひます。

○委員長(竹中七郎君) 次に、この際
お諮りいたしますが、公報掲載の議題

に追加いたしました。通商及び産業一
般の調査の一部といたしまして、電力
会社の役員改選に関する調査をいたし
たいと考えますが、さうに取計らい
まして御異議ありませんか。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないも
のと認めます。昨年の電気事業再編成
に当りましては、新会社の役員人事が
国会でも問題になりましたことは御承
知の通りであります。今月下旬に予定
されております各電力会社の定期総
会において、再びこの問題がむし返さ
れるのではないかと新聞が報道してお
るのであります。この問題の中心は、
旧日発株式が清算の過程において未だ
日発清算人の手許にあり、公正取引委
員会の許可を受ければ、清算人におい
て旧日発株主の議決権の行使が可能で
あるからであります。つきましては、
公正委員会から清算人の株主議決権行
使に関する法律的解释、及びこれが許
可に当つての公取としての方針につ
き、御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) それでは只
今お示しの問題につきまして、多少今
までの経過などを述べまして、御承知のよう
に、電力会社の再編成につきまして
は、日発及び九配電会社、合計十社につ
きまして新しい電力会社が九社でき
ることになったわけでございします。な
お日発の資産は九つの新しい会社に
分散されました結果、日発の株主に對
しまして、新電力会社の九社の株式が

分配せられることになったわけでございます。この分配につきましては再編成の決定指令の中に一応の率が決まっておりますので、その率によりまして分配されることになっておりますが、一つの会社の株式に對しまして、九社の株を分配しなければならぬということ、旧株式五十円額面でございます。この點に對して、五百円の新会社の株式を割当てるといふような關係からいたしまして、若しこの比率のみにによりまして分配いたしますと、非常に失權をいたすものが多数になります。のと、もう一つは、九社の株を少しずつ持ちますよりも、株主の希望しますと持てる一社なり二社なりの株をまとめて持てることになりまして、株主にとりましてはそのほうが極めて都合でございますので、この点は日発の新編成後の株主總會におきまして、株主から強い要望がございましたので、日発當局といたしましては、この株式の分配につきまして、いろいろ研究をいたしました結果、公正取引委員會のほうにも相談がございましたので、その結果、一応比率によることを希望する者はその比率による配当を受けけるが、併し、集合執旋と言つておりますが、或る会社の株にそれを集めて分配を受ける、集合執旋をするという案を立てましたのが昨年の八月でございました。それから各会社の株主に渡りをつけ、十一月頃に一応の案がまとまりまして、更にそれをいろいろ折衝いたしまして、今年の一月になりました。これは恰好がつきまして、二月更にそれを検討し、漸く最近に至りまして全部その配分の計画が立ちまして、今月の二十二

日に各株主に對しまして、最後の決定的な案を日発から通達をいたす手筈になりました。この点で我々の希望いたしておりましたことは、少なくとも一年前に本来の株主に新会社の株券が渡ることを強く欲して、公取といたしましてその様に願ひまして督促をいたしておつたのであります。御承知のように、株主も多く、株式数も非常に多数でございますので、その時期が遅れまして、その点は甚だ残念には存じますが、併し、最近になりました。やつとそういう運びになりました。そこでその間本来の株主に配当せらるべき株式が依然法律的には日発の手許にとどまつておるといふ關係が生じまして、本来の法律の形の上では株主でございますが、いわば暫定的に日発が預かつておるといふ關係もございまして、若しこの議決権を普通の株主が行使すると同じ態度で行使するといふようなことになりまして、非常に面白いことが一つ、それからも一つは、これは昨年編成後すぐにその問題が起つたのでございまして、當時は九配電会社の取得しました株式につきましても、なお分配の手続が終つておりませんので、九配電のみが株主として新会社の株主總會が開かれ、それによつていろいろ重要なことが決定せられる、而たそれは再編成の方針に、決定指令の方針に或いはもとよりなことが行われてはならないと考へましたので、昨年の七月に、當委員會といたしましては、九指定会社に對しまして、議決権の行使をいたします場合には一々こちの承認を受けるということ、特に役員

の選任につきましては、問題を重視いたしまして、その役員となるものの履歴書を添付せしめずとか、或いは昨年の間でございしましたが、大体最初の役員は決定指令において一年ということになつておりますので、その一年の期間を超えて役員にならないような措置をして欲しいという條件をつけまして、そういう株主行使の制限の指令を日発は配電会社に出しておるわけでございます。そうして、昨年中總會が何回かございしましたが、すべてこの方式によりまして、一々公取に届出をもらひまして、こちらで承認をするという形式をふんで参つたのでございします。ところで、只今お話の、最近に開かれますこの新会社の總會におきましては、配電会社の關係におきましては、すべて株式の分配を終りまして、問題は全くすべて本来の株主が今度の總會には出て参るわけでありまして、日発につきましては、先ほど申しましたような事情からいたしまして、甚だ残念なことではございましたが、遂に日発がやはり株主という形において總會に臨まざるを得ないことになりましたので、先ほどの昨年の七月の指令によりまして、日発側から承認の申請があることになつておるわけでございます。四社の關係につきましてはすでに日発から承認の申請がございまして、これは大体新会社のほうで立てました役員の名簿につきまして完全に同意であるといふことで承認の申請を求め参つたのであります。なおそのほかにも次々と出て参ると思つてございします。いずれその他の關係につきましても出て参ると思ひます。そこで我々といひましては、この總會において円満に新役員を選任せられることを強く

欲し、最後まで日発側とその他の株主との間に對立をいたしまして、表決をしなければならぬといふような事態のないことを強く希望をいたしておるわけでございますが、先ほど申しましたように、我々がこの承認制をとりました理由は、日発の當局者が普通の株主のような氣持を持ちまして、全く恣意的にその議決権を行使するといふようなことがあつては困りますので、その點特に再編成の精神に反するような議決権の行使がないことを十分に監視をいたしまして、これから出て参ります申請については、そういう観点から事務を処理して参りたいと考えております。

○結城安次君 公正取引委員會にもよくとお伺ひしますが、公正取引委員會が承認する、清算人のほうに承認するといふのはどういふ権限でございするのですか。

○政府委員(横田正俊君) 只今法律的の根拠を申し上げることを失念いたしました。甚だ失礼いたしました。これは集排法の第七條に、集排の問題について、これは持株会社整理委員會の権限として規定してございしますのでありますが、それは御承知のように持株会社整理委員會の権限は、電力会社に引継がしましては、公益事業委員會に引継がしまして、それが更に現在では公正取引委員會に引継がれておりますので、結局この持株会社整理委員會の権限に關します集排法第七條の規定が當委員會に當てはまるわけでございます。その七條の第二項の第五号に議決権の行使の委任を求めることができることになつております。集排指定会社につきましては、場合によりましては、必要のある場合には、株式についても議決権の行使の委任を受けるということが出来ることになつております。従つて先ほど申しましたような、日発の場合につきましても、議決権行使を公正取引委員會に取上げてしまふこともできるわけでございますが、併し、これはそれほどまでの強い措置をする必要はないと昨年の七月は思ひまして、それより程度の弱い議決権の行使の承認を求めるという中間の措置をとつたわけでございます。法律的根拠は集排法の七條の二項の第五号でございます。

○結城安次君 私は只今の御説明には満足できない。というのは、集排法は各財團の株式を取上げて清算させなくちやならぬからといふことで、その間財團に株主権を行使させない、財團に勝手にさせないといふのが本旨で、その株主権の行使の委任は受けたことと了解いたしておりますが、日発の場合には集排法と申しませんが、そんな何十万人の株主の代理として、而もただ單なる清算人……これは國家に害がある。國家の産業に悪い影響を來したから解散させようという意味ではなくて、電力再編成法によつてできたその日発の清算人が、それを持株整理委員會からあなたに引継がれた株主権の行使というものを、そのまゝあなたにたがが使用しようといふことは法律常識から見ておかしいと思ひます。これは法律論になりませんが、私は余り詳しいことはわかりませんが、法律の常識から見ても何でございするのですか。これは非常におかしいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 実は同じような關係が、これは集排ではございせんが、企業再建整備法に基きまして

今までの旧会社が第二会社を設立した場合には、一應第二会社の株式を全部旧会社が持ちまして、それが旧会社の株主なり或いは債権者なりに分配せられるということになるわけでございますが、その間旧会社が新会社の株主権を行使しなければならぬような場合があるわけでございます。この関係につきましては、実は企業再建整備法の四十一條の中に規定がございまして、これは管轄は実は大蔵省でございます。大蔵大臣の承認を得るというふうな形におきまして、旧会社が何かしな議決権の行使をしないように監督をいたすことになっております。あいに企業再建整備法の規定は集排の指定会社にはそのまま適用がないことになっておりますが、大體関係は非常に似たものでございまして、我々はそういう實際上の必要がございまして、その関係をいろいろ考えまして、集排法の第七條の先ほど申しました條文に法律上の根拠を求めまして、實質的には企業再建整備法ですてに一般に行われておりました、そういうやり方をこちらに適用いたした次第でございます。

○結城安次君 これはもう法律論を横田さんとしても仕方がないので、私はただ法律常識から見てあなたがたの今の解釈は私は不当だと思います。で法律常識から見ても、これは裁判所に持つて行けば負けないかも知れません。併し一般の常識から言へば甚だ不当である。のみならず電力会社はすべて民間の株主、役所じや持つておりません。その会社を運用すべき役員は選挙は第一回のとき、去年の五月ですか、あのときの公益事業委員会の説明ではたしか半年

ということを向うから言われたが、半年間で万一できなかつたら困るから一カ年にした。一カ年は長いじやないかという説が大分出ました。そのとき向うでは半年六カ月とアメリカさん……。それを六カ月に毎月十何万の株主で万一のことがあつてはいかんから、一年にしてもらつた。即ち一カ年間は官選取締役で民間会社を指導した。今度は立派な、つまり民間の会社にかかわらず、やはり官選で行こう。先ほどのお話を民間のほうから出した役員と日発のほうで申出たのと一致すればこれは許可するということはお話ですが、私は甚だおかしいと思う。一休東京電力では旧会社が誰の委任を受けてそういう名簿を出すか、又日発の清算人がたしか十何億、恐らく十何万人の株主の委任を受けて、自分たちだけで公取と相談してやるということは一休どういふことか私はこれはわからぬ。今更、もう日も追つておられますので申しても仕方ありませんが、私はあなたがたが、非常に公正取引委員会が怠慢だということを言いましたのは、一休二十何日に株主が確定したということ聞いています。然らば今からでも間に合ふ、速達を出せばみんな間に合ふ。何も株券をもらわなければ株主でないというわけじやない。あなたがたどこへを何カ月というところで委任状を出せる。それを確定しておつて一年放つたらかして置く。こういうことは、私は人事については何人も人がいい悪いじやないが、一休そういうことが法治国であり得ることか。公正取引委員会というものは、これは日本のそういうことに關してすべて公正妥當な取引をさせるというのが目的でできてゐるにかかわらず、今

そういうことを言つてゐるのは甚だ私は遺憾に思ふのです。それでも今更私がとやう言つても仕方がありませんが、大體日発の清算事務というのは一休どのぐらゐまで進行してありますか、ちよつと進行程度を承わりたい。

○政府委員(橋田正俊君) この詳しい資料を持合してありますので、正確なことはお答えできないと思ひますが、大體この日発の清算事務の一番大きな問題は、只今の株式の処分問題でございます。これが済みますとほほまあ大きな問題は片付きまして、或いは職員等も非常に僅かな人間になつてしまふというふうな関係であらうと存じます。あとは御承知のいろ／＼な債権債務関係の処理、それから残つておりまする財産の処分、或いは海外資産等の処理、最後にいわゆる在外財産の分が若しございすれば、そういうような問題があとに残るかと思ひますが、そういうふうな関係でございまして、財産の処理につきましても成るだけ早く清算を終らせる関係からいたしまして、日発でも鋭意その譲受け相手等と折衝してやつていますようでございますが、財産の中にはいろ／＼直ちに処分したいようなものがございます。少時期がかかるかと思ひますが、併し私たちの見るところを以ていたしますと、何も清算を引延ばして日発がいつまでも清算事務を終らせないようにしておるといふふうには考えませんし、なお今後この清算事務につきましては我々も監督の責任もございまして、集排の決定指令の施行という面からいたしまして、我々にも責任がございしますから、この点は太に今後とも

その点を十分に監督して参りたいと考えております。

○結城安次君 私は日発清算事務は、第一は株の分配でなければならぬ、これは去年の五月一日には分配方法は確定しております。はつきり……。ただ余りにも細かい株主ができるので、これを集合といふことを各株主に促す。そして株主に申し出て言うことを聞かなければこれは元通り行けば結構なんです、若し株主の希望が容れられればこれは直してやろうという、いわば好意的な問題だろうと思ひます。このために一休その何かお話を伺うと、去年の八月か九月に通知を出したというのがすでに一休の第一歩です。それからだん／＼十一月から十二月になつてしたとか、或いは今年の二月に又それをしたなんということは、どうも問題にならん仕事と言つていいと思ひます。これは過去のことで仕方ありませんが、この二十二日に確定の通知を出すということ、明日です、明日確定の通知を出して、そうするとこの三十日か、或いは今月中の株主総会の委任ができますかできませんか。確定通知を受けて株主になるのですから、二十二日に通知を出せば二十二日から新株主ができるのではございませんか。

○政府委員(橋田正俊君) その点はやや法律論のようになりますが、実は日発のほうも非常に問題を慎重に考えまして、その点につきましては法務府の見解も質しまして、結局この株式の分配は残余の財産の分配としてなされるということとはたしか決定指令にも載つていたと思ひますが、残余財産の分配ということになりますと、結局譲渡をいたしまして、そして新しく株主

になりますものから新会社に対して株式を取得したとの申出でをして新会社において名義の書換えをしまして初めてそこで新会社の株主になる、こういう法務府のほうの民事局関係のほうの見解であつたさうでございまして、その線に沿つて日発としては仕事をしておるようであります。

○結城安次君 只今の御説明は普通の場合の株式譲渡の手續でありまして、まさに普通はさうやつておりますが、併し今度のよう場合には、大きな問題を起しているときにやはりこれは單にも何一本で、日発から各九配電会社に対してあなたのほうの株主はこれこれ幾ら、甲は幾ら、乙は幾らと通知すれば済むので、あとは向うがこれに對して株を發行すればいい、これが今までの常道だつたのです。これを法務府の見解だからといつてずつと二十二日に決定したものを今月中に行使させないといふことは一体どうでございまして、これは私は法律論を言つておるのでなく、一年も置いてなおも二十二日に確定してその次の総会だけは清算人が行使して翌日からもうなくなるといふようなことが怠慢じやないと言へるでしょうか。世の中にはとかくの噂があります。これはどうも私は甚だ解せないじやないかと思ひますが、あなたはどうかお考えになりますか。

○政府委員(橋田正俊君) 先ほど度も申し上げましたように、このように株式の分配が遅れましたことは誠に残念でございしますが、又或る意味におきましては私たちの監督の不行届といふことにも考えまして非常にその点は申訳ないと思つておりますが、併しすでにこの次の総会につきましては日発

を株主といたしまして新会社から招集の通知が出ておりますような関係からいたしまして、やはりこの次の総会には日発を株主として形式上は議決権を行使するほかにいかなるか存じます。

○委員長(竹中七郎君) ちよつと横田委員長にお伺いいたしますが、そういたしますと、いろいろ問題が役員にあると思いますが、あなたのほうでは日発として議決権を行使することができるといふのでありますか。

○政府委員(横田正俊君) はいそうです。

○委員長(竹中七郎君) そうすると、このように引延ばしましたのにはいろいろ問題がありますが、結局日発が四割を持つていたら、その点につきましては日発の思うようになる、こういうことも言えるわけでございますね。

○政府委員(横田正俊君) 若しこれが實際普通の状態でございしたら誠にとおつしやるように、これは罰というところでございますが、中には半分くらい持つておられるところもございします。四割のようになると何と云うようなところもございしますが、それでこれを無制限に行使されまうと、困つたような問題が起るのではないかと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) そういたしますと、議決権に対してあなたのほうで何といひますか、承認とか、或いはこれを取締ることができ、こういうことになつておられますが、それに対して何かお考えがありますか。そういうことは放置せられるお考えでありますか。

○政府委員(横田正俊君) 若し日発側の意向が甚だ不当なものであれば、私たちがほうで適當に制限する、これが承認制の趣旨ではないかと思ひます。

○結城安次君 日発側の処置が不当といふのはどういふ基準で御判定になりますか。

○政府委員(横田正俊君) これはちよつと抽象的には申し上げにくいと思ひますが、誰が見てもそういう権利の行使は行き過ぎであると思われよう場合がいろいろあるのではないかと思ひます。

○結城安次君 誰が見てもと言われませんが、これは横田さん何です、公聴会や聴聞会できめるならいいのです、これがあなたのほうで四、五人で御判定になるのです。それは私はどうしたつて行過ぎか、行過ぎではないかという基準はきめかねると思ひますが、如何でございしますか。

○政府委員(横田正俊君) 非常にむづかしいと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(竹中七郎君) 速記を始め、私からもお願いいたしますけれども、今問題で日発が不当に権利を行使したに關しましていろいろ噂が出ておりますのでございしますから、横田委員長といひましては公正なるいわけの公正取引委員長としての御権限を發揮してもらいたい、こういうことをお願いいたします。誠に有難うございしました。ではこれで閉じまして御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) それでは委員会を閉じます。

午後零時一分散会

五月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、中小企業資金融通法制定促進に關する請願(第二〇〇九号)(第二〇一〇号)(第二〇三三三号)

一、鹿児島県出水鹿屋アルコール工場存置に關する請願(第二〇三八号)

一、宮崎県小林アルコール工場存置に關する請願(第二〇五六号)

一、屋内電気工事従事者の技能検定制制定に關する請願(第二〇八八号)

一、帝國石油株式会社の紛争解決に關する請願(第二〇八九号)

一、只見川総合開発に關する請願(第二〇九〇号)

一、発電用電気機械の輸入防止に關する陳情(第二〇二四号)

一、電気料金引上げ反対に關する陳情(第二〇二五号)

一、臨時石炭減價復旧法案中一部修正に關する陳情(第二〇二六号)

一、只見川総合開発に關する陳情(第二〇四三三号)

第二〇〇九号 昭和二十七年四月二十五日受理

中小企業資金融通法制定促進に關する請願

請願者 長崎県片通商貿易課内 長崎県中小企業協同組合協議会内 谷川広次 紹介議員 藤野 繁雄君 秋山 俊一郎君

わが國産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾による金融難にあえぎ、目下非常な危機に直面しているが、中小企業の振興なくして輸出産業も重要基礎産業も生活必需品産業も再建は期し難いものであるから、農林漁業資金融通法にならつて中小企業資金融通法の制定を促進せられたいとの請願。

第二〇一〇号 昭和二十七年四月二十八日受理

中小企業資金融通法制定促進に關する請願

請願者 愛媛県新居郡泉川町社 団法人東新商工会議所 会頭 田坂基外六名

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇三三三号 昭和二十七年四月二十八日受理

中小企業資金融通法制定促進に關する請願(二通)

請願者 愛媛県知事 久松定武 外七名

紹介議員 玉柳 實君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇三八号 昭和二十七年四月三十日受理

鹿児島県出水鹿屋アルコール工場存置に關する請願

請願者 鹿児島県議會議長 米 山恒治

紹介議員 島津 忠彦君 西郷 吉之助君

福岡通商産業局出水鹿屋アルコール工

場は近く廃止されるよしであるが、阿工場で生産されるアルコールは、ほとんど本県生産の良質のいもを原料とし、立地條件を具備する上、経済力の低い本県においては農畜林水産の基産業を高度に利用する工場の誘致に努力してはいる本県の特殊事情を諒察の上、是非とも出水鹿屋アルコール工場を存続せられたいとの請願。

第二〇五六号 昭和二十七年五月六日受理

宮崎県小林アルコール工場存置に關する請願

請願者 宮崎県北諸郡山田村 長 志々岡義重外四十二名

紹介議員 竹下 豐次君

宮崎県小林市所在の通商産業省管轄小林アルコール工場は、昭和十三年建設されて以來本県西諸郡、北諸郡兩郡地方の農村経済に多大の貢獻をなしているが最近、これら官管アルコール工場の民間拂下げ問題が活発化しているよしであるが、万一そのようなことになる

と当地方の農政に暗影をなげかけるばかりでなく、仮りに民間拂下げが實現しても当地方のようになへき地において民間企業としての経営は困難で工場解体の悲運に陥ることも容易に予想されるから、このようないふことのないよう従来通り存置せられたいとの請願。

第二〇八八号 昭和二十七年五月八日受理

屋内電気工事従事者の技能検定制制定に關する請願

請願者 富山市校橋通一電気ビル内北陸電気協内 西察蔵外八名

紹介議員 古池 信三君

最近電気関係屋内設備の事故ことに火災が、急激に増加しているが、これが原因は、終戦後は氾濫した不良電気器具の使用および電気工事の低技術によるものが多いから、屋内電気工事従事者の技能検定制度をすみやかに制定せられたいとの請願。

第二〇八九号 昭和二十七年五月八日受理

帝國石油株式会社の紛争解決に関する請願

請願者 東京都新宿区東大久保

二ノ三二七帝國石油株式社内 大町四郎外 二十一名

紹介議員 島 清君

昨年九月以来の帝國石油株式会社の紛争は、現経営者の無責任な経営に起因し、これに経営者個人の不正問題も絡んでいるが、ことに資源庁勧告を無視したために危険坑井は十指を数えている等会社経営の基盤ともいふべき油田の崩壊枯渇は火を見るより明かであるから、同会社の紛争解決について善処せられたいとの請願。

第二〇九〇号 昭和二十七年五月八日受理

只見川総合開発に関する請願(三通)

請願者 新潟県東頸城郡旭村

長 内山英治外四名

紹介議員 北村 一男君

只見川の電源開発方式については、技術的、経済的に最もすぐれ、しかも産業の総合開発において他の方式に優れている流域変更案を一日も早く実現せられたいとの請願。

第一〇二四号 昭和二十七年四月二十五日受理

発電用電気機械の輸入防止に関する陳情

陳情者 東京都千代田区有楽町一

ノ三日本電気工業会内 石坂泰三

政府は余剰外資を活用して設備の合理化、近代化を図る計画の由であるが、もし、発電用電気機械の輸入が、外資の優先貸付により行われると、国内業者に致命的な影響を與え、対外的には、わが国電気機械製造業の信用を失い輸出の方面に極めて深刻な影響を及ぼすことになるから、外資貸付による火力発電設備の輸入を防止されたいとの陳情。

第一〇二五号 昭和二十七年四月二十五日受理

電気料金引上げ反対に関する陳情(三通)

陳情者 兵庫東赤穂市議會議長

末政保郎外十九名

電力料金は、昨年八月全国的な反対を無視して強引に値上げされたが、半年ならずしてさらにまた今回値上げをしようとする事は、各種産業ならびに国民生活に與える影響が極めて大きいから、かかる値上げを阻止せられたいとの陳情。

第一〇二六号 昭和二十七年四月二十八日受理

臨時石炭鉱害復旧法案中一部修正に関する陳情

陳情者 福岡県知事

杉本勝次外四名

今国会に提出された臨時石炭鉱害復旧法案中(一)第二條第六項中「一學校」

とあるを、「學校およびその他の公共建物」と改めること、(二)第五十一條第二項中「損害の一部を既に賠償しているもの」とあるを、「復旧費の一部を既に負担しているもの」と改めること、(三)第五十三條の「地方公共団体の負担」は免除せられたいこと、(四)第四章「家屋等」の復旧工事に関する被害者の迷惑を考慮して適当な措置を講ずること、(五)第九十一條第二項「農地または農業用施設の復旧費に對する都道府県の補助金」は免除すること、(六)第九十二條を削除すること、(七)第九十四條の「地方公共団体および復旧工事の施行者の事業団に對し交付する事務経費」の負担は免除すること等の修正を行われたいとの陳情。

第一〇四三号 昭和二十七年五月八日受理

只見川総合開発に関する陳情(三通)

陳情者 新潟県中頸城郡原通村議會議長

宮下喜一郎外二名

只見川電源開発はわが国経済自立の原動力として早急に着手すべきものであるが、その開発方式については技術的、経済的に最もすぐれかつ産業の総合開発において他の追従を許さない流域変更案を絶対に支持するものであるから、一日も早くその実現を図られたいとの陳情。

五月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

輸出取引法案

輸出取引法案

輸出取引法案

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 輸出取引の公正(第三條・第四條)

第三章 輸出業者の協定(第五條・第七條)

第四章 輸出組合(第八條・第十九條)

第五章 雜則(第二十條・第三十二條)

第六章 罰則(第三十三條・第三十七條)

附則

第一章 總則

第一條 この法律は、不正な輸出取引を防止し、及び輸出取引の秩序を確立し、もつて輸出貿易の健全な發展を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「不正な輸出取引」とは、左に掲げるものをいう。

一 仕向地の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸出取引

二 虚偽の原産地の表示をした貨物の輸出取引

三 輸出契約において定める要件を著しく欠く貨物の輸出

四 前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引であつて、政令で定めるもの

第二章 輸出取引の公正

(不正な輸出取引の禁止)

第三條 輸出業者は、不正な輸出取引をしてはならない。

(制裁)

第四條 通商産業大臣は、前條の規定に違反した輸出業者に對し、戒告することができる。

2 通商産業大臣は、輸出業者が前項の規定による戒告を受けた後一年以内に前條の規定に違反したときは、その輸出業者が当該違反行為が故意又は過失によるものであることを証明した場合を除き、その輸出業者に對し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

第三章 輸出業者の協定

(協定)

第五條 輸出業者は、左の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種又は類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引條件又は数量について協定を締結することができる。

一 輸出貨物の価格が仕向地におけるその貨物と同種又は類似の貨物の価格に比して著しく低い

二 仕向地における関係産業の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

二 輸出貨物の価格が著しく変動し、仕向地の輸入業者が著しい損失を受け、又は受けるおそれがあるため、その貨物の輸出取引の成立が困難となること。

三 輸出貨物に係る仕向地の輸入取引における競争が実質的に制

限されているため、その貨物の輸出業者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

2 輸出業者は、前項の認可を受けて締結した協定を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、申請に係る協定又はその変更が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 その内容が第一項各号の一に掲げる事由を除去するため必要な最少限度のものであること。

二 その内容が不当に差別的でないこと。

三 輸出取引の秩序の確立を著しく害するものでないこと。

(認可の取消等)

第六條 通商産業大臣は、前條第一項の認可をした協定（同條第二項の変更の認可をしたときは、その変更後のもの）が前條第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その協定を締結している者に対し、その変更を命じ、又は認可を取り消さなければならない。

(協定の廃止の届出)

第七條 輸出業者は、第五條第一項の協定を廃止しようとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四章 輸出組合

(法人格)

第八條 輸出組合は、法人とする。

(原則)

第九條 輸出組合は、左の要件を備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

(名称)

第十條 輸出組合は、その名称中に「輸出組合」という文字を用いなければならない。

2 輸出組合でない者は、その名称中に「輸出組合」という文字を用いてはならない。

(事業)

第十一條 輸出組合は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 輸出業者の不正な輸出取引の防止

二 輸出業者の共通の利益を増進するための施設

2 輸出組合、前項に定めるものの外、第五條第一項各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種又は類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量について、定款で定めるところにより、組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

3 第五條第二項及び第三項、第六條並びに第七條の規定は、前項の組合員の遵守すべき事項に準用する。

(組合員の資格)

第十二條 輸出組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて、定款で定めるものとする。

一 輸出業者

二 輸出組合

(発起人)

第十三條 輸出業者をもつて組織する輸出組合を設立するには、その組合員とならうとする三十人以上の輸出業者が、その他の輸出組合を設立するには、その組合員とならうとする二以上の輸出組合又は十人以上の輸出業者及び一以上の輸出組合が発起人となることを要する。

(設立の認可)

第十四條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書提出して、通商産業大臣に、設立の認可を申請しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする輸出組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第九條各号の要件を備えていること。

二 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その設立が輸出取引の秩序の確立に寄與するものであること。

(定款)

第十五條 輸出組合の定款には、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 組合員たる資格に関する規定

五 組合員の加入及び脱退に関する規定

六 組合員の権利義務に関する規定

七 事業の執行に関する規定

八 役員に関する規定

九 会議に関する規定

十 会計に関する規定

十一 公告の方法

2 輸出組合の定款には、前項の事項の外、輸出組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

(定款の変更)

第十六條 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第十四條第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(合併)

第十七條 輸出組合の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第十四條第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(解散)

第十八條 通商産業大臣は、輸出組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その輸出組合の解散を命ずることができる。

一 第十四條第二項各号に適合するものでなくなつたとき。

二 定款に定める事業以外の事業を行つたとき。

2 通商産業大臣が輸出組合の解散を命じた場合における大條において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第八十八條の規定による解散の登記は、通商産業大臣の嘱託によつてする。

(準用)

第十九條 中小企業等協同組合法第三條第二項（住所）、第八條（登記）、第十一條から第十四條まで、第十九條（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで（設立）、第三十五條から第三十六條の三まで、第三十八條から第四十二條まで（役員）、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十五條まで（総会及び総代会）、第六十二條から第六十六條まで、第六十八條第六十九條（解散及び清算）、第八十三條（第二項第三号及び第五号を除く）、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十八條から第九十五條まで、第九十七條第一項及び第二項、第九十八條から第九十九條まで（登記）並びに第一百十五條第二号から第六号の二まで、第八号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（罰則）の規定は、輸出組合に準用する。この場合において、第二十八條中「前條第一項の認証」とあるのは「輸出取引法第十四條第一項の認可」と、第三十一條、第四十八條及び第六十二條第二項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」とする。

と、第五十一條第一項第二号中「規約」とあるのは「輸出取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項」と、第五十三條第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定、変更又は廃止」と、第六十二條第一項中「五 事業の全部の譲渡」とあるのは「五 輸出取引法第十八條の規定による解散の命令」と、第六十三條第一項中「合併し、又はその事業の全部を譲渡する」とあるのは「合併する」と、同條第二項中「合併又は事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の拂込」とあるのは「輸出取引法第十四條第一項の認可」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第九十三條第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の拂込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「輸出取引法第十八條第二項」と読み替へるものとする。

第五章 雜則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用除外)
第二十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九

十一号)の規定は、第五條第一項若しくは第二項(第十一條第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ)又は第十一條第二項の認可を受けて正當な行為には、適用しない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。
一 不正な競争方法を用いるとき。
二 国内取引の一定分野における競争を実質的に制限することとなるとき。
三 次條第四項の規定による請求がつた後一月を経過したとき。

(同項の請求に応じ、通商産業大臣が第六條(第十一條第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ)の規定による処分をした場合を除く。)
第二十一條 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第二項又は第十一條第二項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

(公正取引委員会等との関係)
第二十一條 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第二項又は第十一條第二項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。
2 通商産業大臣は、第六條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。
3 公正取引委員会は、第二十條但書第一号又は第二号に該当すると認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送しようとするときは、通商産業大臣の意見をきかなければならない。
4 公正取引委員会は、第五條第一項の認可を受けて締結した協定

(同條第二項の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの)又は第十一條第二項の認可を受けて定めた組合員の遵守すべき事項(同條第三項において準用する第五條第二項の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの)が第五條第三項第一号又は第二号(これらの各規定を第十一條第三項において準用する場合を含む)に適合しなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第六條の規定による処分をすべき旨を請求することができる。
第二十二條 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第二項、第十一條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項若しくは第十七條第一項の認可をし、又は第六條若しくは第十八條第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る貨物(第十四條第一項、第十六條第一項又は第十七條第一項の認可の場合にあつては、認可に係る輸出組合の所屬員たる輸出業者の取扱に係る貨物)についての主務大臣の同意を得なければならない。

(輸出取引審議会)
第二十三條 通商産業省に、輸出取引審議会(以下「審議会」という)を置く。
第二十四條 通商産業大臣は、第二條第四号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。
2 審議会は、前項に掲げるものの外、この法律の運用に関する重要な事項について、通商産業大臣の

諮問に応じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。
第二十五條 審議会は、会長一人及び委員五十人以上以内で組織する。
2 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び輸出貿易に關し學識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
第二十六條 學識経験のある者のうちから任命された会長及び委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。
第二十七條 会長及び委員は、非常勤とする。
第二十八條 会長は、審議会の会務を總理する。
第二十九條 第二十三條から前條までに定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。
(聴聞)
第三十條 通商産業大臣は、第四條第二項、第六條又は第十八條第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相當な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害關係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べ、機会を與えなければならない。
(不服の申立)
第三十一條 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対して不服

のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に不服の申立をすることが出来る。

2 通商産業大臣は、前項の不服の申立があつたときは、前條の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その旨を不服の申立をした者に送付しなければならない。

(報告)
第三十二條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出業者又は輸出組合から報告を徴することができる。

第六章 罰則
第三十三條 第四條第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第五條第一項の規定による認可を受けずに同項に規定する協定を締結した者

二 第五條第二項の規定に違反した者
三 第六條の規定による命令に違反した者

第三十五條 左の場合には、輸出組合の理事は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第十一條第二項の規定による認可を受けずに、同項に規定する組合員の遵守すべき事項を定めたとき。

二 第十一條第三項において準用する第五條第二項の規定に違反したとき。

三 第十一條第三項において準用する第六條の規定による命令に違反したとき。

四 第十八條第一項の規定による命令に違反したとき。

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條（第十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第二項の規定に違反した者

三 第三十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の

従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月をこえない期間内において政令で定める。

2 輸出品取締法（昭和二十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

3 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十條を次のように改める。

第五十條 削除

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 輸出業者の協定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項を認可すること。

第二十四條第一項の表中

輸出入 協議会	輸出入 協議会
輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸出取引に関する重要事項を調査審議すること。	

に改める。

五月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十日）

一、石油及び天然ガス資源開発法案（予備審査のための付託は二月一日）